

## 第3節 3人以上子供が持てる環境の整備

### 1 多子世帯における様々な面での負担の軽減

#### 多子世帯の経済的負担の軽減

多子世帯の経済的負担を軽減するための措置については、一定の要件の下で児童手当や幼児教育・保育などにおいて行われている。

児童手当では、3歳から小学校修了前の子供について、第1子及び第2子については月1万円を支給しているのに対し、第3子以降の子供については月1.5万円を支給している。(所得制限あり)

幼稚園、保育所等の保育料では、多子世帯の負担軽減策として一定範囲で第2子を半額負担、第3子以降を無償とする支援を行っている。また、2016(平成28)年度からは、世帯収入が一定額以下の場合について、兄弟の年齢にかかわらず〈1〉ひとり親世帯等は、第1子が半額、第2子以降は無償、〈2〉〈1〉以外のひとり親でない世帯は、第2子は半額、第3子以降は無償となるよう制度の拡大を行っている。さらに、2017(平成29)年度からは、〈1〉市町村民税非課税世帯の第2子の完全無償化に加え、世帯収入が一定額以下の場合について、〈2〉ひとり親世帯等の負担軽減措置の拡充等を行っている。(第2-1-15

図)

また、児童扶養手当の多子加算額について、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭に重点を置いた改善を図ることとし、第2子の加算額を月額5千円から月額最大1万円(36年ぶりの引き上げ)に、第3子以降の加算額を月額3千円から月額最大6千円(22年ぶりの引き上げ)とする「児童扶養手当法の一部を改正する法律」(平成28年法律第37号)が2016(平成28)年通常国会(第190回国会)で成立し、2016年8月1日から施行された。

#### 多子世帯又は第3子以降を対象とする保育所等の優先利用

多子世帯又は第3子以降であることを保育所等の優先利用の事由の一つとして位置付けることについて、地方公共団体に対する配慮の働きかけを行っている。

#### 住宅政策における多子世帯への配慮・優遇措置

公営住宅においては、多子世帯について、入居者選考に際し、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により優先入居の取扱いを行っている。

第2-1-15図 平成29年度における幼児教育の段階的無償化の推進について

1. 市町村民税非課税世帯の第2子無償化

1号認定子ども:1,500円 2号認定子ども:3,000円 3号認定子ども:4,500円

0円

2. 年収約360万円未満相当世帯の保護者負担軽減

◆ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置を更に拡充する。 ※ひとり親世帯等について、第3階層は第2子以降、第2階層は第1子以降は、既に無償。

○1号認定子どもについて

階層区分	平成27年度 保護者負担額(月額)	平成28年度 保護者負担額(月額)	平成29年度(負担軽減の拡充) 保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下(年収約360万円未満相当)	第1子 15,100円	7,550円(負担軽減後の半額)	3,000円

○2・3号認定子どもについて

※下記の保護者負担額は全て3歳以上児の保育標準時間認定の場合

第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満(年収約330万円未満相当)	第1子 15,500円	7,750円(負担軽減後の半額)	6,000円
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約360万円未満相当世帯まで)	第1子 27,000円	13,500円(基準額表の半額)	6,000円

◆その他の世帯の保護者負担を以下のとおり軽減する。

○1号認定子どもについて

第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	第1子 16,100円 第2子 8,050円	(同左)	14,100円 7,050円
---	---------------------------	------	-------------------

資料：内閣府資料

### 多子世帯向け子育て支援パスポート事業の充実

2016（平成28）年10月に作成した全国共通展開参加都道府県のパスポートを紹介する新たなリーフレットの中で、多子世帯向けのパスポート事業を実施している地方公共団体があることについて紹介した。（第2-1-16図）

また、地方公共団体、企業、団体等の参加

を得て開催した「子育て支援パスポート事業全国共通展開フォーラム」では、地方公共団体や企業等の先進事例の一つとして、石川県が促進する多子世帯を対象とするパスポート事業の紹介を行うこと等により、子育て支援パスポート事業における多子世帯支援の一層の促進を図った<sup>1</sup>。

**第2-1-16図 多子世帯向け子育て支援パスポート**



お子さんが3人以上の多子世帯向けにお得なサービスを提供する「多子世帯向けのパスポート」の取組を推進する自治体が11県となり、協賛する企業も増えてきています。  
※ 多子世帯向けのサービスは、全国共通展開は行っておりません。

都道府県	対象・利用条件			パスポート形態	備考
栃木県	18歳未満	妊婦も対象	大人だけでも利用可	紙	3人以上の子がいる世帯
埼玉県	中学生以下	妊婦も対象	大人だけでも利用可	紙	3人以上の子がいる世帯
石川県	18歳未満			デジタル	世帯中の子を満18歳未満の子が3人以上いる世帯
福井県	18歳未満			紙・デジタル	18歳未満の子が3人以上いる世帯
長野県	18歳未満	妊婦も対象		紙	年齢未満18歳以下の子が3人以上いる世帯
岐阜県	18歳未満	妊婦も対象	大人だけでも利用可	紙・デジタル	世帯中の子を満18歳未満の子が3人以上いる世帯
富山県	小学生以下	妊婦も対象	大人だけでも利用可	紙	世帯中の子を満3人以上の子がいる世帯で、かつ、そのうち小学生以下である世帯
山口県	18歳未満	妊婦も対象	大人だけでも利用可	紙・デジタル	世帯中の子を満18歳未満の子が3人以上いる世帯
香川県	18歳未満			紙・デジタル	18歳未満の子が3人以上いる世帯
大分県	18歳未満	妊婦も対象	大人だけでも利用可	紙・デジタル	世帯中の子を満18歳未満の子が3人以上いる世帯
宮崎県	小学生以下	妊婦も対象	大人だけでも利用可	紙	子が3人以上いる世帯で、かつ、そのうち小学生以下である世帯

※利用条件は自治体によって異なる場合があります。  
※多子世帯向けサービスは都道府県毎の事業であり、全国展開は行っていません。

資料：内閣府資料

1 [http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/passport/pass\\_tenkai.html](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/passport/pass_tenkai.html)